

第
23回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

自社株評価方法のうち純資産価額方式について説明します。

純資産価額方式とは、課税時期における純資産を基に計算する評価方法です。

会社が有する資産および負債をそれぞれ相続税評価額によって評価替えした純資産額を発行済株式数で除して、1株あたり純資産価額を算出します。

【純資産価額方式の評価計算例】

■前提条件

発行済株式総数	40,000株
資産の相続税評価額	600百万円
資産の帳簿価額	500百万円
負債の相続税評価額・帳簿価額	300百万円

■具体的な純資産価額方式による計算

① 相続税評価額の純資産価額	$600\text{百万円} - 300\text{百万円} = 300\text{百万円}$
② 帳簿価額の純資産価額	$500\text{百万円} - 300\text{百万円} = 200\text{百万円}$
③ 評価差額	$① - ② = 100\text{百万円}$
④ 評価差額に対する法人税額等	$100\text{百万円} \times 37\% = 37\text{百万円}$
⑤ 1株あたりの純資産価額	$(300\text{百万円} - 37\text{百万円}) / 40,000\text{株} = 6,575\text{円}$

●純資産価額方式の計算にあたっての留意点

- ① 各種引当金等、貸借対照表に計上されていなくても、評価上考慮されない項目があります。
- ② 借地権、未収保険金、未払退職金等、決算上計上されていなくても、純資産価額方式による相続税評価額の計算では認識します。
- ③ 課税時期前3年以内に取得または新築した土地および土地の上に存する権利（借地権等）と家屋およびその付属設備または構築物は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価します。
通常取引価額に相当する金額とは、路線価などによる評価額ではなく、いわゆる時価をいいます。